

相談無料

中小企業・小規模事業者のみなさま

島根働き方改革推進支援センターをご活用ください！

TEL 0120-514-452 FAX 0852-61-0361

事業所名 _____ ご担当者名 _____

ご連絡先 TEL _____ FAX _____



正しいルールを一度整理しませんか？

- 社員を雇う時に必要なこと
- 雇用保険や社会保険の加入判断
- 労働時間の記録
- 給与の計算・支払い方法

小さな疑問から
でも大丈夫

お困りではないですか？

- 求人しても応募がこない
- 助成金を活用できていない
- 就業規則が古いまま
- 法改正の情報が追いきれない

社会保険労務士が
サポートします

点検してみましよう(簡易版)

- 就業規則は、令和になって以降見直ししている
- 正社員以外にも就業規則がある
- 育児・介護休業等規程は最新（2025年10月改正）
- 採用、契約更新の時に労働条件通知書を交付している
新様式(2024年4月改正)を使用
- 出退勤はタイムカード等の客観的な方法で記録している
- 慶弔休暇などの制度がある場合、正社員以外にも適用している
(同一労働同一賃金)
- 年次有給休暇は年5日以上利用させている
- ハラスメント防止対策をしている



社員代表との協定の締結【労使協定】

- 36協定(時間外・休日労働) (毎年監督署へ届出)
- 給与天引きの協定 (給食費・立替金などを控除する場合)
- 育児・介護休業(入社1年未満等の社員を対象除外する場合)
- 時間単位で年次有給休暇を認めている場合

是非お気軽にご相談ください